

まち・ひと・しごと創生総合戦略の基本目標のひとつである
 「若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる」の目標達成にむかって！

平成29年度から新たに展開する 保健福祉関係事業について紹介します

平成29年度
 新規事業

新婚生活応援事業

結婚した低所得世帯を対象に、住宅の取得や賃貸または引越しに係る費用の一部を助成します。

補助対象世帯	次のいずれも該当する世帯 ・平成29年4月1日以降に婚姻届を提出し、受理された夫婦であること ・夫婦の双方または一方が、婚姻届提出日以前1年以上幌延町に住所を有すること ・世帯の所得が300万円未満であること ・対象となる住居が幌延町内にあること ・町税等の滞納がないこと など
補助金の額	住居費及び引越費用の合算額とし、1世帯あたり24万円を上限とします。

問合せ先：保健福祉課 戸籍福祉グループ 電話：5-1115 告知端末機：5-8813

不妊治療費等助成事業

不妊・不育症治療を受けた夫婦を対象に、治療に要した費用の一部を助成します。

平成29年度
 新規事業

	一般不妊治療	特定不妊治療	男性不妊治療	不育症治療
対象治療	◎タイミング療法 ◎排卵誘発療法 ◎人工授精 *女性の治療に限ります。	◎体外受精 ◎顕微授精	◎精巣内精子生検採取法 ◎精巣上体内精子吸引採取法 ◎その他精子を精巣または精巣上体から採取するための手術	◎不育症の原因を特定するための検査治療
対象夫婦	以下の項目に該当するご夫婦 ・法律上の婚姻をしていること ・夫婦ともに幌延町に住民登録し居住していること ・夫婦の前年度の所得の合計額が730万円未満であること ・町税等の滞納がないこと *特定不妊治療、男性不妊治療は、北海道特定不妊治療費助成事業の助成の決定を受けた夫婦。 *不育症治療は、北海道不育症治療費助成事業の助成の決定を受けた夫婦。 *第三者の精子もしくは卵子の提供を受ける、第三者が妻の代わりに妊娠・出産する等の場合は助成の対象にはなりません。			
助成内容	対象経費全額 上限なし *医療保険適用の有無に関係なく負担した医療費の全額を助成します。	治療費から北海道助成事業により受けることが可能な金額を控除した額 上限額 1回につき20万円	上限額 1回につき10万円	治療期間1回につき 上限額20万円 *医療保険適用の有無に関係なく、負担した医療費を上限額の20万円まで助成します。
期間・回数	期間・回数の制限なし	治療開始時妻の年齢が40歳未満 通算6回まで助成 40～43歳未満 通算3回まで助成 *妻の年齢が43歳以上は助成対象外	回数制限なし	期間・回数の制限なし

不育症って？

- ①妊娠はするが、一般的には2回以上の流産・死産・新生児死亡（生後28日以内の死亡）を繰り返す
- ②1人を産んだ後、2回以上続けて流産・死産になった等で医師の診断を受けたとき。

問い合わせ先：保健センター 電話・告知端末機：5-1790